

小規模保育事業所（白井ふたば保育園）の認可・確認について

児童福祉法抜粋（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、
市町村の許可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 略

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童
福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつ
ては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽かなければならな
い。

5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定
める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準
(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に
掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものと
する。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む
教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定に
より当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同
じ。)における特定地域型保育事業所(同法第二十九条第三項第一号に規定す
る特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条
第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。
以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第十九条第一項第三号に
掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十一条第一
項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画に
おいて定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利
用定員総数(同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事
業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市
町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合と
して厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可を
しないことができる。

6 及び7 略

小規模保育事業に係る認可について

資料4-2

施設の基準			認可小規模保育事業	
類型	保育所(参考) (※は県独自基準)	小規模保育事業 (A型)	白井ふたば保育園	
			類型	小規模保育事業 (A型)
対象年齢等	0~5歳児	0~2歳児(原則)	0~2歳児	
定員	20人以上	6~19人	18人	
連携施設	不要	要	白井幼稚園・こざくら保育園	
調理方式	事業所内	事業所内	外部搬入	
連携施設等からの搬入		可	連携施設からの搬入	
設備・面積				
保育室	1.98m ² /人	1.98m ² /人	基準適合	○ $12.21m^2 \div 6\text{人} = 2.03m^2/\text{人}$
乳児室	3.3m ² /人(※)	3.3m ² /人	基準適合	
ほふく室	3.3m ² /人	3.3m ² /人	基準適合	○ $40.27m^2 \div 12\text{人} = 3.35m^2/\text{人}$
屋外遊戯場・庭 (2歳以上)	3.3m ² /人 (代替地可)	3.3m ² /人 (代替地可)	基準適合	○ 幼稚園園庭(1,689.54m ²) 幼稚園定員300人 ふたば2歳児6人 $1689.54m^2 \div 306\text{人} = 5.52m^2/\text{人}$
調理設備・調理室	調理室	調理設備	基準適合	○ 調理設備 (隣接する関連法人が運営する施設の調理室からの搬入)
医務室	要	不要	無	
耐火基準等 (2階建以上)	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	1階部分で実施のため非該当	
職 員				
保育従事者の資格	保育士	保育士	基準適合	○ 保育士
人員配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30:1 (全体で2人以上)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 に1人を加えた数 (全体で2人以上)	基準適合	○ 施設長+保育士5名+兼任保育士1名
嘱託医	要	要	基準適合	○ 嘱託医1人
調理員	要(委託は不要)	要(委託・搬入は不要)	基準適合	— 外部搬入のため
その他				

保育士配置基準確認表

クラス	0歳	1歳	2歳	付加	計
定員	6人	6人	6人		18人
配置基準	3:1	6:1	6:1	1	
必要保育 従事者数	2人	1人	1人	1人	5人

※ 保育従事者配置予定数は、5人以上配置予定。



子ども・子育て支援法（抜粋）（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- 3 省略

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

- 2 省略
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 省略

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5 省略

地域型保育事業(小規模保育事業)に係る確認について (平成29年4月1日開設予定)

施設区分	施設名	認可定員 (予定)	計	利用定員		
				認定の区分		
				1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0～2歳
小規模保育事業	白井ふたば保育園	18	18	—	—	18
既存施設の合計 (受入枠の合計)		868 (996)	868 (996)	—	540	328
合 計 (受入枠の合計)		886 (1,014)	886 (1,014)	—	540	346
平成29年度計画確保策 (受入枠)		904 (1,078)	904 (1,078)	—	552 (614)	352 (464)
平成29年度計画見込量		1,092	1,092	—	553	539